

低炭素建築物新築等計画の 認定申請の手引き

令和 7 年 4 月改訂

名古屋市住宅都市局 建築指導部 建築指導課

建築物環境指導担当

電話:052-972-2987(直通) ファックス:052-972-4159

受付場所:住宅都市局 建築指導部 建築指導課(名古屋市役所西庁舎 2 階)

受付時間:午前 9 時から午前 11 時 30 分まで

午後 1 時から午後 3 時 30 分まで

***手数料の納付を伴う場合は、午後 3 時までに窓口にお越しいただき、書類の内容確認及び手数料の納付を受付時間内に完了していただくようお願いいたします。**効率的な事務手続きにご協力をお願いいたします。

申請時期:認定申請は、工事着手前に行う必要があります。

目次

I 低炭素建築物新築等計画の認定制度について	3
1 はじめに	3
2 認定申請について	3
3 認定の基準	5
4 認定申請手続き	9
5 認定申請に必要な書類	10
6 認定申請手数料	16
7 認定前取り下げ	19
8 認定後取り止め	19
9 軽微な変更	19
10 軽微な変更に関する証明書の交付申請.....	19
11 変更認定申請	20
12 完了の報告	21
13 増改築、設備改修	21
14 容積率不算入	21
15 認定と建築確認の前後関係について.....	21
16 建築物エネルギー消費性能適合性判定について	22
17 改善命令	22
II 参 考 資 料	23
手続きの流れ	23
低炭素建築物新築等の計画認定申請手数料表.....	24

I 低炭素建築物新築等計画の認定制度について

1 はじめに

「低炭素建築物」とは、二酸化炭素の排出の抑制に資する建築物であり、その建築に関する計画（低炭素建築物新築等計画）を認定する制度について定めた「都市の低炭素化の促進に関する法律」（平成 24 年法律第 84 号）に基づくものです。

この制度は、市街化区域等内で建築物の低炭素化に資する建築行為を行おうとする者が、低炭素建築物新築等計画を作成し、市長に認定を申請し、市長は基準に適合している場合、認定できるというものです。認定された建築物は、税制優遇及び容積率の不算入のメリットを受けることができます。

2 認定申請について

(1) 認定申請できる区域

認定を申請できる区域は、都市計画法第 7 条第 1 項に規定する市街化区域に限ります。市街化調整区域では、認定できません。

(2) 認定申請の単位

共同住宅等（共同住宅及び長屋）又は非住宅建築物は、建築物全体の申請となります。住宅部分を含む複合建築物の場合には、建築物全体の申請、建築物の一部（住宅部分又は非住宅部分）の申請のいずれかを選択することができます。容積率の不算入を受けたい場合は建築物全体を選んでください。

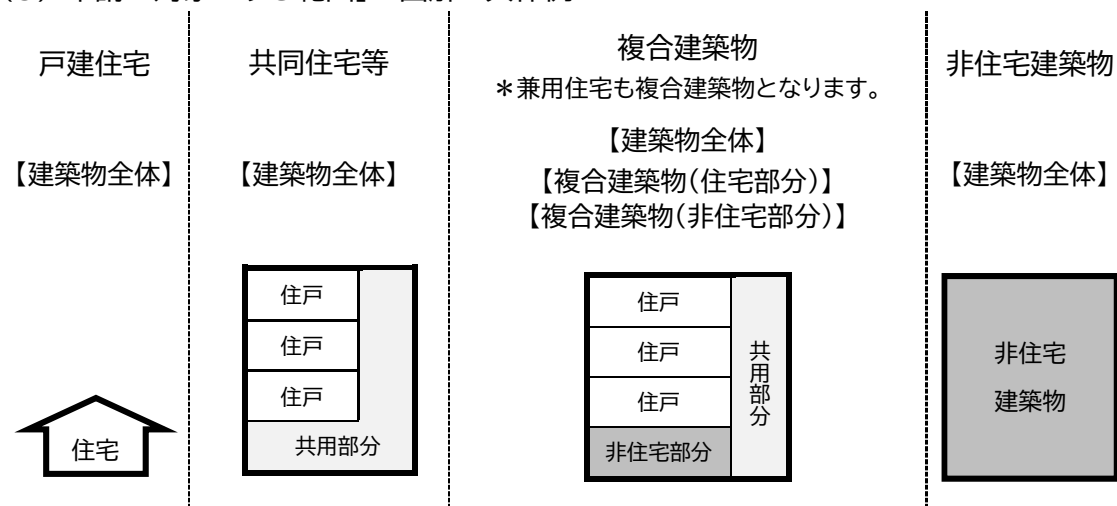
・認定の単位と「申請の対象とする範囲」

認定の単位		申請の対象とする範囲
住宅	一戸建ての住宅	建築物全体
	共同住宅等（長屋、共同住宅）の全体	
非住宅建築物	非住宅建築物の全体	
複合建築物（住宅部分を含むもの）	複合建築物の全体	複合建築物の住宅部分
	複合建築物の一部（住宅部分）	
	複合建築物の一部（非住宅部分）	複合建築物の非住宅部分

＊住宅の住戸単位や、非住宅のテナント単位での認定を受けることはできません。

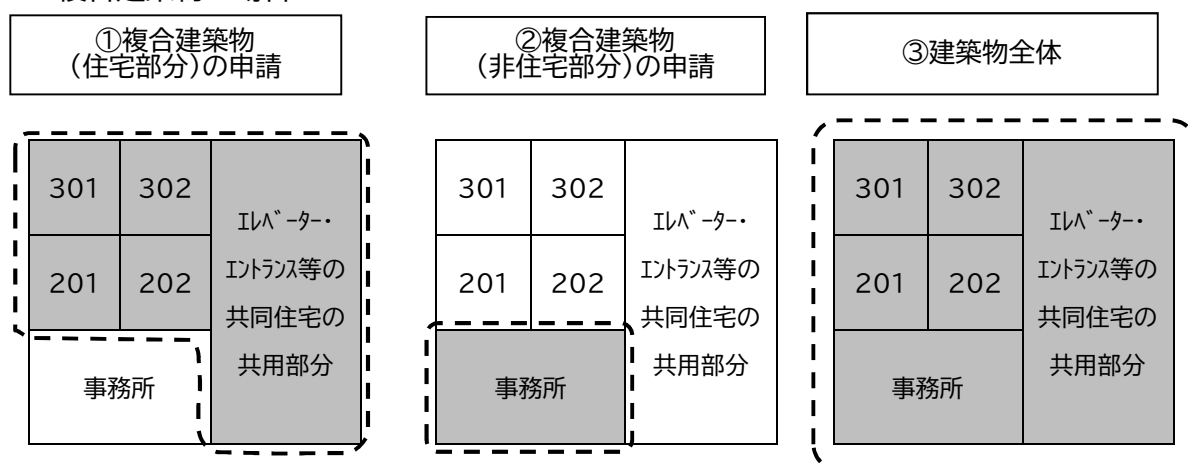
なお、手数料は申請の対象により異なります。（「6 認定申請手数料」参照）

(3)「申請の対象とする範囲」の図解と具体例



* 共同住宅、複合建築物の共用部分とは、共用廊下、ロビー、管理人室、集会室、屋外廊下、屋内駐車場、機械室、電気室、廃棄物保管場所等の共同住宅における住戸以外の住民専用部分が該当します。

< 複合建築物の場合 >



3 認定の基準

名古屋市内において低炭素建築物新築等計画の認定を行うには、次の(1)～(4)の基準を満たす必要があります。

なお、(1)～(3)までの基準の詳細につきましては、「建築物のエネルギー消費性能の向上の一層の促進その他の建築物の低炭素化の促進のために誘導すべき基準(平成 24 年経済産業省・国土交通省・環境省告示第 119 号。以下「認定基準」という。)」を参照してください。国土交通省ホームページからダウンロードできます。

*国土交通省 低炭素建築物認定制度

https://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/house/jutakukentiku_house_tk4_00065.html

(1) 外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関する基準

①住宅

・外皮平均熱貫流率(UA)が

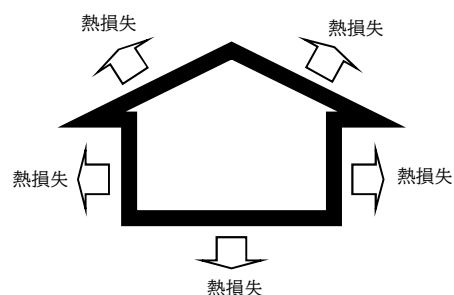
基準値(名古屋市内 $0.6[W/(m^2 \cdot K)]$)以下
となること

$$\text{外皮平均熱貫流率} = \frac{\text{外皮総熱損失量}}{\text{外皮表面積}}$$

・冷房期の平均日射熱取得率(η_{AC})が

基準値(名古屋市内 2.8)以下
となること

$$\text{冷房期の平均日射熱取得率} = \frac{\text{総日射熱取得量}}{\text{外皮表面積}}$$



■ 外壁・屋根・窓などの外皮

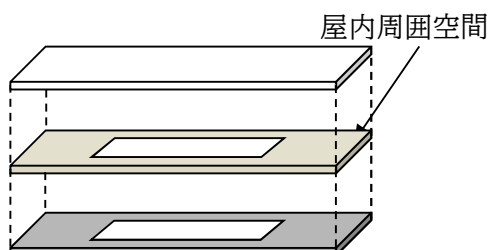
参考 HP

建築物のエネルギー消費性能に関する技術情報 国立研究開発法人建築研究所
外皮計算プログラム 一般社団法人日本サステナブル建築協会

②非住宅

・「屋内周囲空間(ペリメーターゾーン)の年間熱負荷÷屋内周囲空間の床面積」が用途ごとの基準値以下となること

$$PAL * = \frac{\text{ペリメーターゾーンの年間熱負荷}}{\text{ペリメーターゾーンの床面積}}$$



(2) 一次エネルギー消費量に関する基準

$\text{設計一次エネルギー消費量} \leq \text{基準一次エネルギー消費量}$
--

①戸建住宅

共通条件(地域区分・床面積等)の下で、設計の仕様で算定した値(設計一次エネルギー消費量*)が、基準の仕様で算定した建築設備(暖冷房、換気、照明、給湯)に係る一次エネルギー消費量に0.8を乗じ、家電等に係る一次エネルギー消費量を足した値(基準一次エネルギー消費量)以下であること。

②共同住宅等及び複合建築物の住宅部分

各住戸部分と共用部分について、共通条件(地域区分・床面積等)の下で、設計の仕様で算定した値(設計一次エネルギー消費量*)の合計が、各住戸部分についての基準の仕様で算定した建築設備(暖冷房、換気、照明、給湯)に係る一次エネルギー消費量と共用部分について基準の仕様で算定した建築設備(暖冷房、換気、照明、給湯、昇降機)に係る一次エネルギー消費量の合計に0.8を乗じ、家電等に係る一次エネルギー消費量を足した値(基準一次エネルギー消費量)以下であること。

③非住宅建築物及び複合建築物の非住宅部分

共通条件(地域区分・床面積等)の下で、設計の仕様で算定した値(設計一次エネルギー消費量*)が、基準の仕様で算定した建築設備(暖冷房、換気、照明、給湯、昇降機)に係る一次エネルギー消費量に0.6又は0.7(下表の用途による数値)を乗じ、事務機器等に係る一次エネルギー消費量を足した値(基準一次エネルギー消費量)以下であること。

対象用途	一次エネルギー消費量に乗ずる係数
事務所、学校、工場 等	0.6
ホテル、病院、百貨店、飲食店、集会所 等	0.7

* 設計一次エネルギー消費量は、暖冷房、換気、照明、給湯、昇降機のエネルギー消費量からコージェネレーション設備によるエネルギー削減量を差し引いた値になります。

* 「一次エネルギー消費量に関する基準」の計算プログラムは国立研究開発法人建築研究所のホームページで公開されています。

住宅については「4. 住宅に関する省エネルギー基準に準拠したプログラム及び技術情報」のエネルギー消費性能計算プログラムを使用してください。

非住宅建築物については「5. 非住宅建築物に関する省エネルギー基準に準拠したプログラム及び技術情報」のエネルギー消費性能計算プログラムを使用してください。

(3)その他の低炭素化に資する措置

以下のア・イのいずれにも該当すること。

ア 再生可能エネルギー利用設備が設けられていること。さらに、戸建住宅については以下の規定を満たすこと。

戸建住宅	$(\text{省エネ量} + \text{創エネ量(再エネ)}) \geq \text{基準一次エネルギー消費量} \times 0.5$
------	--

*家電等その他一次エネルギー消費量は除く。

イ 下記の①～⑨項目の1つ以上に該当するもの(該当していると分かる仕上げ表等を添付してください。)

- ①節水に資する機器を設置している。
- ②雨水、井戸水又は雑排水の利用のための設備を設置している。
- ③HEMS(ホームエネルギーマネジメントシステム)又は BEMS(ビルエネルギーマネジメントシステム)を設置している。
- ④太陽光等の再生可能エネルギーを利用した発電設備及びそれと連携した定置型の蓄電池を設置している。
- ⑤一定のヒートアイランド対策を講じている。
- ⑥住宅の劣化の軽減に資する措置を講じている。
- ⑦木造住宅若しくは木造建築物である。
- ⑧高炉セメント又はフライアッシュセメントを構造耐力上主要な部分に使用している。
- ⑨V2H充放電設備(電気自動車に充電可能とする設備を含む)を設置している。

*認定基準についての詳細は、一般社団法人住宅性能評価・表示協会の「低炭素建築物認定申請書作成の手引き 2 章 認定基準の概要」をご覧ください。

<https://www.hyoukakyokai.or.jp/teitanso/index.php>

(4)基本方針への適合(都市の緑地の保全への配慮)

低炭素建築物の認定申請を行う場合は、原則、「告示 118 号 都市の低炭素化の促進に関する基本的な方針 4. 低炭素建築物の普及の促進に関する基本的な事項 ③都市の緑地の保全への配慮」に適合していなければなりません。

以下の制度に該当する場合は手続きを事前に済ませ、適合していることが確認できる書類を認定申請書に添付してください。

手続きには期間が必要な場合がありますので、事前に各担当課にご相談ください。

制度	区域等の確認方法	低炭素認定申請添付図書	担当
特別緑地保全地区	名古屋市ウェブサイト 「名古屋市都市計画情報提供サービス」*1 https://www2.wagmap.jp/nagoya-tokei/	・行為許可書の写し	緑政土木局 緑地維持課 民有地緑化担当 052-972-2465
風致地区	名古屋市ウェブサイト 「名古屋市都市計画情報提供サービス」*1 https://www2.wagmap.jp/nagoya-tokei/	・許可書の写し	
緑化地域及び 緑のまちづくり条例による緑化率の規制	・市内全域 ・規制対象については敷地面積等による。 詳細は名古屋市ウェブサイト「緑化地域制度について」 https://www.city.nagoya.jp/ryoku-seidoboku/page/0000008169.html	・緑化率適合証明等 通知書もしくは緑化率規制適用除外許可等通知書の写し	
生産緑地地区	名古屋市ウェブサイト 「名古屋市都市計画情報提供サービス」*1 https://www2.wagmap.jp/nagoya-tokei/	・生産緑地法第 8 条の規定による許可書の写し ・生産緑地を買い取らない通知の写し ・上記の図書が無い場合は、担当との打合せ記録等(書式は任意)	緑政土木局 都市農業課 農政担当 052-972-2469
緑地協定	昭和区八事富士見の一部 *正確な地番は担当課にお問い合わせください。	・担当との打合せ記録等(書式は任意)	緑政土木局 緑地利活用課 運営担当 052-972-2492
建築協定	名古屋市ウェブサイト 「建築協定地区判定」 https://www.city.nagoya.jp/jigyuu/category/39-6-3-5-3-3-0-0-0-0.html *詳細は担当課にお問い合わせください。	・建築協定地区の地元運営委員会との打合せ記録等(書式は任意)	建築指導課 市街地建築担当 052-972-2918
都市計画施設である緑地・公園・墓園	・区域外であることの確認 名古屋市ウェブサイト 「名古屋市都市計画情報提供サービス」*1 https://www2.wagmap.jp/nagoya-tokei/		都市計画課 都市計画担当 052-972-2714

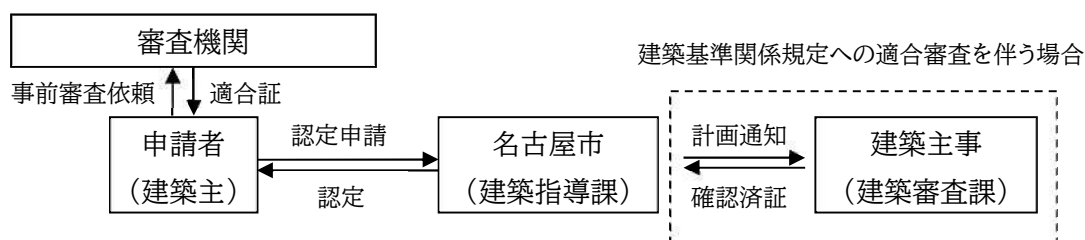
*1 用途地域照会窓口(052-972-2797)、都市計画課窓口でも確認できます。

*2 名古屋市ウェブサイト「名古屋市建築情報マップ」

(<http://www.shiteidourozu.city.nagoya.jp/kenchiku/>)でも確認できます。

4 認定申請手続き

(1) 手続きの流れ



申請者は低炭素建築物新築等計画に係る技術的審査をあらかじめ、建築物の用途に応じ下表に定める機関(以下「審査機関」とします。)等に依頼します。詳しくはP23 手続きの流れをご覧ください。

なお、認定申請書は、工事の着手前までに市に提出してください。

(2) 審査機関

申請の区分	審査機関 (ただし、業として、建築物を設計し若しくは販売し、建築物の販売を代理し若しくは媒介し、又は新築の建設工事を請け負う者に支配されていないもの)
・一戸建ての住宅 ・共同住宅等(長屋、共同住宅)の全体 ・複合建築物の一部(住宅部分)	・登録住宅性能評価機関 ・登録建築物エネルギー消費性能判定機関
・非住宅建築物の全体 ・複合建築物の全体 ・複合建築物の一部(非住宅部分)	・登録建築物エネルギー消費性能判定機関

* 登録住宅性能評価機関及び登録建築物エネルギー消費性能判定機関については、一般社団法人住宅性能評価・表示協会のホームページを確認してください。

* 事前審査にかかる日数、金額等については、各評価機関にお問い合わせください。

(3) 本市の認定申請の受付について

受付で書類の下見審査をした後、納付書をお渡しします。銀行(庁舎内)での手数料(「**6 認定申請手数料**」参照)の納付後、納付済証明書を提出して頂いた時点で受付完了となります。

(4) 本市の認定審査期間

事前審査後、名古屋市へ認定申請をしてから認定通知まで戸建住宅で7日程度、戸建住宅以外で14日程度(祝日及び休日は除く)かかります。認定がおりましたら、ご連絡いたしますので再度ご来庁ください。

5 認定申請に必要な書類

申請書の様式などは、名古屋市のウェブサイトからダウンロードができます。

低炭素建築物の認定を受けようとするときは、次の(1)、(2)に掲げる図書を添えて正副各一部を、建築工事の着手前までに市に提出してください。

また、容積率の不算入の特例を受けようとする場合は、審査機関による技術的審査の前に市と事前協議が必要です。

(1) 認定申請書(都市の低炭素化の促進に関する法律施行規則(以下「規則」という。)第5号様式)

ア 第一面

申請者の住所(又は所在地)及び氏名(又は名称・代表者の氏名)を記入し、「申請の対象とする範囲」のうち該当するものにチェックを入れてください。副本は正本のコピーでも構いません。

(「2 認定申請について (2)認定申請の単位」参照)

イ 第二面

建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第11条第1項の建築物のエネルギー消費性能適合性判定を受けなければならない場合にのみ、記載してください。

ウ 第三面

建築しようとする建築物の位置、構造や規模等に関する事項を記入してください。

エ 第四面

共同住宅等又は複合建築物(複合建築物の非住宅部分の認定を除く。)に係る申請を行う場合に、住戸番号や専用部分の面積など、各住戸に関する事項について記入してください。

オ 第五面

建築に係る資金計画、工事の時期などの事項について記入してください。

(2) 認定申請書に添える書類

ア 添付図書(規則第41条)

申請の種類	必要な添付書類
戸建住宅、長屋	表1、表3
非住宅、複合建築物の非住戸部分	表1、表2
共同住宅の建築物全体 複合建築物の建築物全体、複合建築物の住宅部分	表1、表2、表3

表1:全ての建築物

図面の名称		明示すべき事項	備 考
設計内容説明書		建築物の構造及び設備が低炭素建築物であることの説明	
各種図面 ・計算書	付近見取図	(1) 縮 尺 (2) 方 位 (3) 建築場所(赤線等で明示) (4) 道路、公共施設その他目標となるもの	・縮尺は 1/2500 以上 ・区画整理中のものは、区画整理組合のブロック図を添付
	配置図	(1) 縮 尺 (2) 方 位 (3) 敷地境界線 (4) 敷地内における建築物の位置 (5) 申請に係る建築物と他の建築物との別 (6) 空気調和設備等及び空気調和設備等以外の低炭素化に資する建築設備(以下、表1～3において「低炭素化設備」という。)の位置 (7) 建築物の緑化その他の低炭素化のための措置(以下、表1～3において「低炭素化措置」という)	・縮尺は 1/200 程度
	仕様書 (仕上げ表含む)	(1) 部材の種別及び寸法 (2) 低炭素化設備の種別 (3) 低炭素化措置の内容	
	各階平面図	(1) 縮 尺 (2) 方 位 (3) 間取り、各室の名称、用途及び寸法、天井の高さ (4) 壁の位置及び種類 (5) 開口部の位置及び構造 (6) 低炭素化設備の位置 (7) 低炭素化措置	・縮尺は 1/200 程度
	床面積求積図	床面積の求積に必要な建築物の各部分の寸法及び算式	・縮尺は 1/200 程度

用途別床面積表	複数の用途を有する建築物の場合の、用途別床面積の一覧	・住戸部分、共同住宅の共用部分、非住宅の部分、延べ面積、容積率不算入対象面積が分かるようにしてください。
立面図	(1) 縮尺 (2) 外壁及び開口部の位置 (3) 低炭素設備の位置 (4) 低炭素化措置	・縮尺は 1/200 程度
断面図又は矩計図	(1) 縮 尺 (2) 建築物の高さ (3) 外壁及び屋根の構造 (4) 軒の高さ、軒及びひさしの出 (5) 小屋裏の構造 (6) 各階の天井の高さ及び構造 (7) 床の高さ及び構造 (8) 床下及び基礎の構造	・縮尺は 1/200 程度
各部詳細図	(1) 縮 尺 (2) 外壁、開口部、床、屋根その他断熱性を有する部分の材料の種別及び寸法	・縮尺は 1/50 程度
各種計算書	建築物のエネルギーの使用の効率性その他の性能に係る計算その他の計算を要する場合における当該計算の内容	・一次エネルギー消費量計算書 (Web プログラムによる場合は出力した計算結果)等。
低炭素化措置が基準に適合することの確認に必要な書類	低炭素化措置の基準への適合性審査に必要な事項	・カタログなど

表2:住戸以外の部分(共同住宅の共用部、非住宅)

図書の種類		明示すべき事項
機器表	空気調和設備	熱源機、ポンプ、空気調和機その他の機器の種別、仕様及び数
	空気調和設備以外の機械換気設備	給気機、排気機その他これらに類する設備の種別、仕様及び数
	照明設備	照明設備の種別、仕様及び数
	給湯設備	(1) 給湯器の種別、仕様及び数 (2) 太陽熱を給湯に利用するための設備の種別、仕様及び数 (3) 節湯器具の種別及び数
	空気調和設備等以外の低炭素化に資する建築設備	空気調和設備等以外の低炭素化に資する建築設備の種別、仕様及び数
仕様書	昇降機	昇降機の種別、数、積載量、定格速度及び速度制御方法
系統図	空気調和設備	空気調和設備の位置及び連結先
	空気調和設備以外の機械換気設備	空気調和設備以外の機械換気設備の位置及び連結先
	給湯設備	給湯設備の位置及び連結先
	空気調和設備等以外の低炭素化に資する建築設備	空気調和設備等以外の低炭素化に資する建築設備の位置及び連結先
各階平面図	空気調和設備	(1) 縮 尺 (2) 空気調和設備の有効範囲 (3) 熱源機、ポンプ、空気調和機その他の機器の位置
	空気調和設備以外の機械換気設備	(1) 縮 尺 (2) 給気機、排気機その他これらに類する設備の位置
	照明設備	(1) 縮 尺 (2) 照明設備の位置
	給湯設備	(1) 縮 尺 (2) 給湯設備の位置 (3) 配管に講じた保温のための措置 (4) 節湯器具の位置
	昇降機	(1) 縮尺 (2) 位置
	空気調和設備等以外の低炭素化に資する建築設備	(1) 縮尺 (2) 位置
制御図	空気調和設備	空気調和設備の制御方法

	空気調和設備以外の機械換気設備	空気調和設備以外の機械換気設備の制御方法
	照明設備	照明設備の制御方法
	給湯設備	給湯設備の制御方法
	空気調和設備等以外の低炭素化に資する建築設備	空気調和設備等以外の低炭素化に資する建築設備の制御方法

表3:住戸の部分

図書の種類		明示すべき事項
機器表	空気調和設備	空気調和設備の種別、位置、仕様、数および制御方法
	空気調和設備以外の機械換気設備	空気調和設備以外の機械換気設備の種別、位置、仕様、数及び制御方法
	照明設備	照明設備の種別、位置、仕様、数及び制御方法
	給湯設備	(1) 給湯器の種別、位置、仕様、数及び制御方法 (2) 太陽熱を給湯に利用するための設備の種別、位置、仕様、数及び制御方法 (3) 節湯器具の種別、位置及び数
	空気調和設備等以外の低炭素化に資する建築設備	空気調和設備等以外の低炭素化に資する建築設備の種別、位置、仕様、数及び制御方法

* 表の図書の種類欄に掲げる図書に明示すべき事項を、全て他の図書に明示したときは、当該図書を要しません。

イ 制度要綱による図書

図面の名称	備 考
適合証	認定申請の <u>正本に適合証の原本</u> を、副本には適合証の写しを添付してください。
規格化された住宅の認定書の写し	基準省令第 10 条第 2 号ただし書の規定による場合
住宅型式性能認定書の写し	「3 認定の基準(3)その他の低炭素化に資する措置ア⑥住宅の劣化の軽減に資する措置」を選択する場合
緑地の保全に関する書類	3 認定の基準(4)を参照してください。
都市計画基本図の写し	・縮尺 2,500 分の 1 ・申請敷地を赤色で明示してください。
低炭素建築物認定申請内容確認票	・受付時に申請内容を確認するために書いている書類です。 ・名古屋市様式を使用し、正本のみに添付してください。

委任状	認定申請・副本の受領等に関して申請者が設計者等代理人に委任する場合 ・申請者及び代理人氏名の記入、委任する内容の記入
-----	---

*建築物エネルギー消費性能適合性判定を受けなければならない場合の正本に添える図書にあっては、当該図書の設計者の記名が必要です。

(3) 添付図書の綴じ方

認定申請書に添える書類・図面等には名称を付し、下記のと通りの順番に添付書類を A4 版に折り、左綴じとしてください。(正本・副本 各一部)

- ①低炭素建築物認定申請内容確認票(正本のみ)
- ②認定申請書
- ③委任状
- ④緑地の保全に関する書類(該当する場合のみ)
- ⑤適合証(正本には原本を添付)
- ⑥設計内容説明書
- ⑦各種計算書
- ⑧その他の添付図書

6 認定申請手数料

認定申請時に、下表に掲げる手数料(現金)を名古屋市指定金融機関、または市会計管理者等へ納めてください。

「2 認定申請について(2)認定申請の単位」を参照し、申請の対象とする範囲を明確にしてから手数料を算定してください。

■低炭素建築物新築等計画の認定申請手数料(一部抜すい)

*「低炭素建築物新築等計画に係る技術的審査適合証」等の添付がある場合

区分		認定申請	変更認定申請	軽微変更証明
住宅	1戸建ての住宅	5,200円	3,200円	1,600円
	1戸	5,200円	3,200円	1,600円
	2戸～5戸	10,300円	6,200円	3,100円
	6戸～10戸	17,500円	10,500円	5,200円
	11戸～25戸	29,100円	17,500円	8,700円
	26戸～50戸	48,800円	29,300円	14,600円
	51戸～100戸	87,300円	52,400円	26,200円
	101戸～200戸	138,100円	82,900円	41,400円
	201戸～300戸	174,400円	104,700円	52,300円
	301戸～	186,100円	111,700円	55,800円

区分		認定申請	変更認定申請	軽微変更証明
共用部分 共同住宅の	300㎡以内	10,300円	6,200円	3,100円
	1,000㎡以内	17,900円	10,700円	5,300円
	2,000㎡以内	29,100円	17,500円	8,700円
	5,000㎡以内	87,300円	52,400円	26,200円
	10,000㎡以内	138,100円	82,900円	41,400円
	25,000㎡以内	174,400円	104,700円	52,300円
	25,000㎡超	218,000円	130,800円	65,400円

区分		認定申請	変更認定申請	軽微変更証明
非住宅	300㎡以内	10,300円	6,200円	3,100円
	1,000㎡以内	17,900円	10,700円	5,300円
	2,000㎡以内	29,100円	17,500円	8,700円
	5,000㎡以内	87,300円	52,400円	26,200円
	10,000㎡以内	138,100円	82,900円	41,400円
	25,000㎡以内	174,400円	104,700円	52,300円
	25,000㎡超	218,000円	130,800円	65,400円

(注意)

* 建築確認を併せて申請する場合は、建築確認の申請手数料が別途必要です

* 共同住宅の共用部分及び非住宅部分の面積は建築基準法施行令第2条に規定する床面積で算定しますので根拠資料を添付してください

* 共同住宅の共用部分とは、共用廊下、ロビー、管理人室、集会室、屋外廊下、屋内駐車場、機械室、電気室、廃棄物保管場所等の共同住宅における住戸以外の住民専用部分が該当します

* 共同住宅の認定を受ける場合は、住戸の数(総戸数)、共同住宅の共用部分の該当する欄の額を合計してください

* 複合建築物で建築物全体の認定を受ける場合は、住戸の数(総戸数)、共同住宅の共用部分、非住宅の部分それぞれの該当する欄の額を合計してください

* 非住宅部分のみの認定を受ける場合は、非住宅部分の床面積の合計を非住宅の欄にあてはめた額となります

住戸部分				共用部分
501	502	503	504	エレベーター・ エントランス等の 共同住宅の 共用部分
401	402	403	404	
301	302	303	304	
201	202	203	204	
事務所		店舗		非住宅部

<算定方法例> 審査機関の技術的審査を経て、名古屋市へ認定申請する場合

- ・戸建住宅を申請 5,200 円
- ・共同住宅の住戸 10 戸 + 共用部分 300 ㎡を申請
 $17,500 + 10,300 = 27,800$ 円
- ・共同住宅の住戸 10 戸 + 共用部分 300 ㎡ + 非住宅 300 ㎡を申請(複合建築物全体の認定)
 $17,500 + 10,300 + 10,300 = 38,100$ 円
- ・300 ㎡以内の非住宅建築物を申請 10,300 円

<納付書の記入例>

納付書に申請者（建築主）の氏名・住所を記入してください。

戸建て住宅 記入例

※印欄は、ご本人で記入してください。金額頭部に¥をおつけください。

名古屋市		納付済通知書⑧		00850
年度	加入者	名古屋市		3-960406
納付者（申請者）※				
住所		〇〇県〇〇市〇〇-〇 ジュウタクトロウ		
フリガナ氏名		住宅太郎 様納		
DC	区分	年度	科目コード	
5	2	0	2	
納付金コード		調定年月日		
081194000				
会計 一般会計				
科目 低炭素建築物新築等計画認定申請手数料				
金額	※ 円			
	¥5200			
認定種別	※ 計画認定 計画変更認定・軽微変更			
適合証の添付	※ 有 無			
住宅	※ 一戸建			
	※ 共同住宅等			
	①住戸の数 (戸)			
	②共同住宅の共用部分 (m ²)			
	③非住宅の部分 (m ²)			
非住宅	※床面積 m ²			
確認申請	※ 有 無			
注) ①から③のうち認定申請の対象となる部分を記入してください。				
上記のとおり通知します。				
指定金融機関名	(取りまとめ店)→ 三菱UFJ銀行 東海公務部			
取りまとめ店	名古屋貯金事務センター (〒469-8794)			
主管コード	110123 住宅都市局建築指導部 建築指導課 00			
(名古屋市保管) R5.1				

共同住宅等 記入例

※印欄は、ご本人で記入してください。金額頭部に¥をおつけください。

名古屋市		納付済通知書⑧		00850
年度	加入者	名古屋市		3-960406
納付者（申請者）※				
住所		〇〇県〇〇市〇〇-〇 〇〇カブシキガイシャ		
フリガナ氏名		〇〇株式会社 代表取締役 住宅太郎 様納		
DC	区分	年度	科目コード	
5	2	0	2	
納付金コード		調定年月日		
081194000				
会計 一般会計				
科目 低炭素建築物新築等計画認定申請手数料				
金額	※ 円			
	¥27800			
認定種別	※ 計画認定 計画変更認定・軽微変更			
適合証の添付	※ 有 無			
住宅	※ 一戸建			
	※ 共同住宅等			
	①住戸の数 (10 戸)			
	②共同住宅の共用部分 (300 m ²)			
	③非住宅の部分 (m ²)			
非住宅	※床面積 m ²			
確認申請	※ 有 無			
注) ①から③のうち認定申請の対象となる部分を記入してください。				
上記のとおり通知します。				
指定金融機関名	(取りまとめ店)→ 三菱UFJ銀行 東海公務部			
取りまとめ店	名古屋貯金事務センター (〒469-8794)			
主管コード	110123 住宅都市局建築指導部 建築指導課 00			
(名古屋市保管) R5.1				

複合建築物(建築物全体) 記入例

※印欄は、ご本人で記入してください。

金額	※ 円			
	¥38100			
認定種別	※ 計画認定 計画変更認定・軽微変更			
適合証の添付	※ 有 無			
住宅	※ 一戸建			
	※ 共同住宅等			
	①住戸の数 (10 戸)			
	②共同住宅の共用部分 (300 m ²)			
	③非住宅の部分 (300 m ²)			
非住宅	※床面積 m ²			
確認申請	※ 有 無			
注) ①から③のうち認定申請の対象となる部分を記入してください。				

非住宅 記入例

※印欄は、ご本人で記入してください。

金額	※ 円			
	¥10300			
認定種別	※ 計画認定 計画変更認定・軽微変更			
適合証の添付	※ 有 無			
住宅	※ 一戸建			
	※ 共同住宅等			
	①住戸の数 (戸)			
	②共同住宅の共用部分 (m ²)			
	③非住宅の部分 (m ²)			
非住宅	※床面積 300 m ²			
確認申請	※ 有 無			
注) ①から③のうち認定申請の対象となる部分を記入してください。				

7 認定前取り下げ

低炭素建築物新築等計画の認定申請、変更認定申請及び軽微変更該当証明申請をした後、通知書又は証明書の交付を受ける前にその計画自体を取り下げるときは、取下届(要綱第1号様式)に必要事項を記入し申請者の氏名を記した上で、市に提出しなければなりません(1部)。

8 認定後取り止め

認定通知の交付後、工事を中止するときは、取止届(要綱第3号様式)に必要事項を記入し申請者の氏名を記入した上で、市に提出しなければなりません(1部)。

なお、既に取得した認定通知書(規則第2号様式)及び認定申請書(副本)は、市に返却してください。

9 軽微な変更

認定通知の交付後、軽微な変更該当する変更をしようとするときは、次に説明する図書を添えて正副各一部を、市に提出しなければなりません。「10 軽微な変更に関する証明書の交付申請」の軽微変更該当証明申請書を提出する場合は、提出は不要です。

なお、副本は内容確認の後、原則即日返却いたします。

軽微な変更(規則第44条)

- ①低炭素化建築物新築等工事の着手予定時期又は完了予定時期の6ヶ月以内の変更
- ②変更後の低炭素建築物新築等計画が、認定の基準に明らかに適合するもの

(1) 記載事項変更届(要綱第4号様式)

申請者の住所(又は所在地)及び氏名(又は名称)、認定通知書の認定番号及び認定年月日、建築物の位置、変更の概要を記入してください。

(2) 添付書類

当初認定された添付図書の内、変更に係る図書を提出してください。審査機関の事前審査を経る場合、添付図書は審査機関の検印があるもので、副本の図面は正本のコピーでも構いません。

申請者名を変更しようとする場合は、所有者を判別する為、登記事項証明書や建築契約書の写し等の書類を添付してください。

さらに認定後の分筆等により、地番が変更した場合には、公図、地積測量図及び登記事項証明書(土地)を添付してください。

10 軽微な変更に関する証明書の交付申請

建築物エネルギー消費性能適合性判定を受けなければならない建築物について、軽微な変更該当していることの証明書が必要なときは、次に説明する図書を添えて正副各一部を、市に提出しなければなりません(規則第46条の2)。

軽微変更該当証明申請には、「6 認定申請手数料」に記載の軽微変更用の手数料が必要

となります。

なお、申請から認定通知まで戸建住宅で 5 日程度、戸建住宅以外で 10 日程度(祝日及び休日は除く)かかります。

＊軽微変更該当証明を申請する前に、完了検査を受けようとする指定検査機関に対して、「軽微変更該当証明書」を必要とするかについて確認をしてください。

(1) 低炭素建築物新築等計画軽微変更該当証明申請書(要綱第 4 号の 2 様式)

申請者の住所(又は所在地)及び氏名(又は名称)、認定通知書の認定番号及び認定年月日、建築物の位置、変更の概要を記入してください。

(2) 添付書類

当初認定された添付図書の内、変更に係る図書を提出してください。審査機関の事前審査を経る場合、添付図書は審査機関の検印があるもので、副本の図面は正本のコピーでも構いません。

(3) 審査機関の事前審査を経る場合、軽微変更該当することを証明する図書

審査機関へ軽微変更の手続きが受付されたことが証明できるものや、審査機関との打合せ記録を提出してください。

11 変更認定申請

認定通知の交付後、「9 軽微な変更」に当たらない変更をしようとするときは、次に説明する図面と書類を添えて正副各 1 部を、市に提出しなければなりません。副本は正本のコピーでも構いません。なお、適合証が無効になるなどの大幅な変更の場合には、取止届を提出し、申請を出しなおして下さい。

変更認定申請には、「6 認定申請手数料」に記載の変更用の手数料が必要となります。

なお、申請から認定通知まで戸建住宅で 5 日程度、戸建住宅以外で 10 日程度(祝日及び休日は除く)かかります。

(1) 変更認定申請書(規則第 7 号様式)

申請者の住所(又は所在地)及び氏名(又は名称)、認定通知書の認定番号及び認定年月日、建築物の位置、変更の概要を記入してください。

(2) 添付図書

当初認定された添付図書の内、変更に係る図書を提出してください。審査機関の事前審査を経る場合、変更の適合証の原本を正本に、写しを副本に添付してください。添付図書は審査機関の検印があるもので、副本の図面は正本のコピーでも構いません。

また、変更認定申請及び変更認定通知書の受領等に関して申請者が代理人に委任する場合は、委任状を添付してください。

12 完了の報告

認定を受けた建築物の工事が完了したときは、認定低炭素建築物新築等計画に基づく建築物の建築工事が完了した旨の報告書(要綱第5号様式)を市に提出しなければなりません(1部)。完了した旨の報告書には、申請者及び申請建物¹が認定低炭素建築物新築等計画どおりに建築されたことを確認した建築士の記名が必要です。

なお、報告書と併せて建築物の建築確認申請の「検査済証」の写しを添付してください。

13 増改築、設備改修

建築物の低炭素化のための建築物の増築、改築、修繕若しくは模様替若しくは建築物への空気調和設備等の設置若しくは建築物に設けた空気調和設備等の改修についても、認定を受けることはできますが、税制優遇制度は受けられません。

14 容積率不算入

低炭素建築物の床面積のうち、基準に適合させるため通常の建築物の床面積を超える場合の、以下の施設・設備を設ける部分の床面積の合計は、容積率算定の延べ面積には、認定建築物の延べ面積の20分の1を限度として算入されません(都市の低炭素化の促進に関する法律第60条、施行令第13条、国土交通省告示第1393号)。

容積率不算入の適用をお考えの場合は、事前協議が必要です。建築指導課建築物環境指導担当までご相談ください。

- ① 太陽熱集熱設備、太陽光発電設備その他再生可能エネルギー源を利用する設備であって低炭素化に資するもの
- ② 燃料電池設備
- ③ コージェネレーション設備
- ④ 地域熱供給施設
- ⑤ 蓄熱設備
- ⑥ 蓄電池(床に据え付けるものであって、再生可能エネルギー発電設備と連系するものに限る。)
- ⑦ 全熱交換器
- ⑧ 雨水、井戸水又は雑排水の利用設備

15 認定と建築確認の前後関係について

認定と建築確認はどちらを先に申請することも可能です。

ただし、容積率不算入を活用する場合は、原則として、認定を受けてから確認申請をしてください。

(容積率不算入を活用する場合の注意点)

① 民間の指定確認検査機関に建築確認を申請する場合

床面積の算定については、建築確認の申請先の指定検査機関と協議を行ってください。認定以前に確認申請を受け付けるかどうかは各指定確認審査機関にお問い合わせください。

② 名古屋市に建築確認を申請する場合

建築確認を申請する前に低炭素建築物新築等計画認定を受けてください。なお、建築確認と低炭素建築物新築等計画認定を併せて名古屋市に申請することもできます。

16 建築物エネルギー消費性能適合性判定について

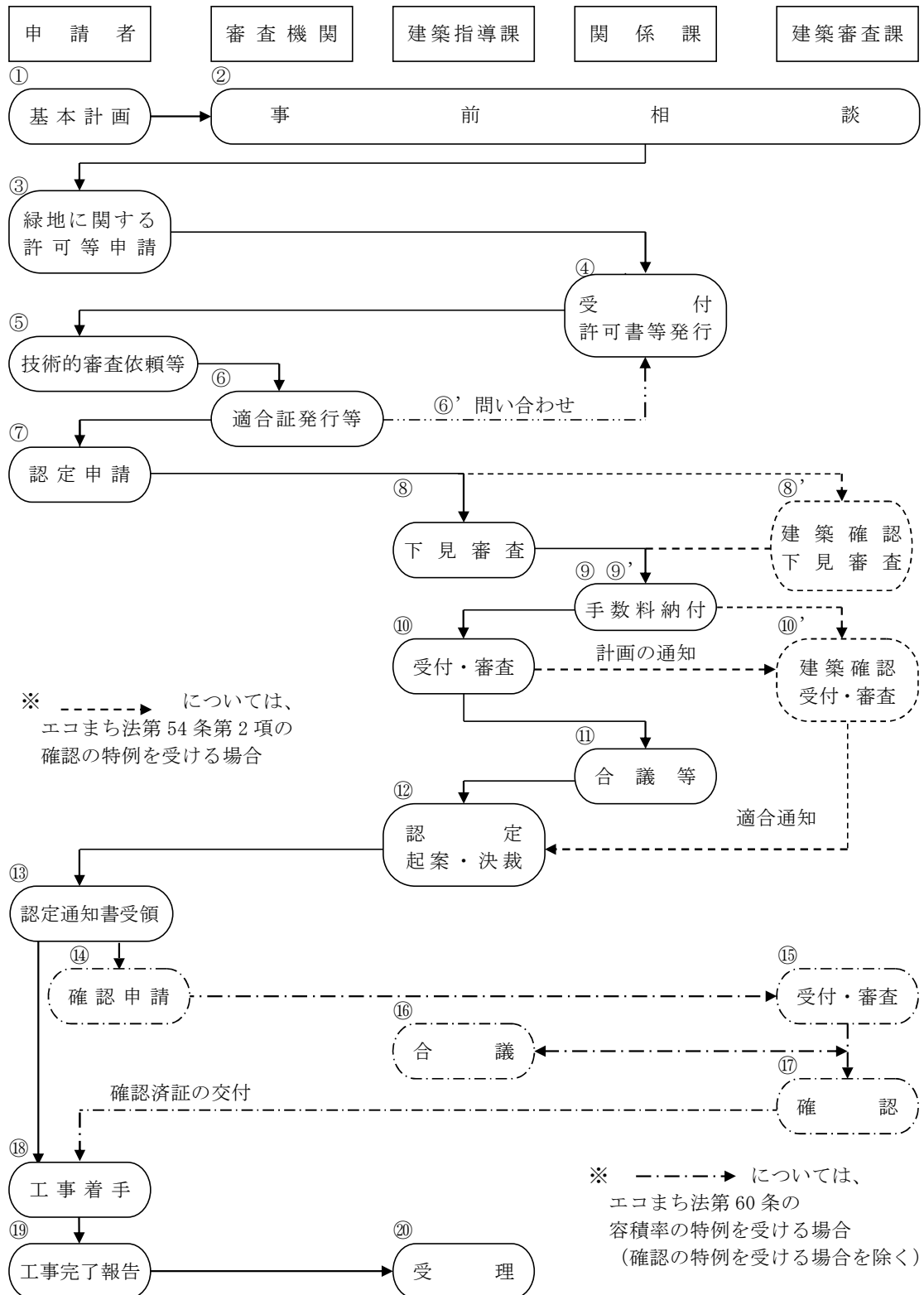
建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律に基づく建築物エネルギー消費性能適合性判定が必要な建築物にあっては、低炭素建築物新築等計画認定を建築物全体で受けることにより、適合判定通知書の交付を受けたものとみなされます。（都市の低炭素化の促進に関する法律第 54 第 8 項）

17 改善命令

市長は、認定低炭素建築物新築等計画に従って建築を行っていない認定計画実施者に対して、改善措置をとることを命令することができます。命令に違反したときは、認定を取り消すこともあります。

Ⅱ 参 考 資 料

手続きの流れ



低炭素建築物新築等の計画認定申請手数料表

(名古屋市建築基準法施行条例第17条第45号の5から同条第45号の6の2)

*面積は建築基準法施行令第2条に規定する床面積で算定します。

*建築物全体を申請する場合は、住戸の数(総戸数)による額と共用部分と非住宅の部分の対象となる額を合算します。

【認定申請】

区分		審査機関の 技術的審査を 経る場合	審査機関の技術的審査を経ない場合		
			誘導仕様基準	仕様・計算併用	左記以外
住宅	1戸建ての住宅	5,200円	19,100円	27,000円	37,100円
	共同住宅等	1戸	5,200円	19,100円	27,000円
		2戸～5戸	10,300円	35,900円	53,900円
		6戸～10戸	17,500円	51,900円	75,800円
		11戸～25戸	29,100円	74,600円	108,300円
		26戸～50戸	48,800円	112,600円	157,900円
		51戸～100戸	87,300円	170,300円	230,700円
		101戸～200戸	138,100円	242,600円	318,500円
		201戸～300戸	174,400円	313,400円	415,400円
		301戸～	186,100円	356,500円	481,900円

区分		審査機関の技術的審査を経る場合	審査機関の技術的審査を経ない場合
共同住宅の共用部分	300㎡以内	10,300円	118,500円
	1,000㎡以内	17,900円	149,700円
	2,000㎡以内	29,100円	195,500円
	5,000㎡以内	87,300円	304,500円
	10,000㎡以内	138,100円	390,900円
	25,000㎡以内	174,400円	467,200円
	25,000㎡超	218,000円	544,200円

区分		審査機関の 技術的審査を 経る場合	審査機関の技術的審査を経ない場合		
			工場等	左記以外	
				簡易な評価方法 (モデル建物法)	標準的な評価 方法(標準入力 法等)
非住宅	300㎡以内	10,300円	47,500円	95,000円	248,400円
	1,000㎡以内	17,900円	60,500円	121,000円	311,200円
	2,000㎡以内	29,100円	79,600円	159,300円	401,800円
	5,000㎡以内	87,300円	128,900円	257,900円	573,400円
	10,000㎡以内	138,100円	168,400円	336,800円	706,300円
	25,000㎡以内	174,400円	202,300円	404,700円	834,900円
	25,000㎡超	218,000円	237,400円	474,800円	952,400円

【変更認定申請】

区分		審査機関の 技術的審査を 経る場合	審査機関の技術的審査を経ない場合		
			誘導仕様基準	仕様・計算併用	左記以外
住宅	1戸建ての住宅	3,200円	10,100円	14,100円	19,200円
	共同住宅等	1戸	3,200円	10,100円	14,100円
		2戸～5戸	6,200円	19,000円	27,900円
		6戸～10戸	10,500円	27,700円	39,600円
		11戸～25戸	17,500円	40,200円	57,000円
		26戸～50戸	29,300円	61,300円	83,800円
		51戸～100戸	52,400円	93,900円	123,900円
		101戸～200戸	82,900円	135,200円	172,700円
		201戸～300戸	104,700円	174,200円	224,700円
		301戸～	111,700円	197,000円	259,100円

区分		審査機関の技術的審査を経る場合	審査機関の技術的審査を経ない場合
共同住宅の共用部分	300㎡以内	6,200円	60,300円
	1,000㎡以内	10,700円	76,600円
	2,000㎡以内	17,500円	100,700円
	5,000㎡以内	52,400円	161,000円
	10,000㎡以内	82,900円	209,300円
	25,000㎡以内	104,700円	251,100円
	25,000㎡超	130,800円	293,900円

区分		審査機関の 技術的審査を 経る場合	審査機関の技術的審査を経ない場合		
			工場等	左記以外	
				簡易な評価方法 (モデル建物法)	標準的な評価 方法(標準入力 法等)
非住宅	300㎡以内	6,200円	24,300円	48,600円	125,200円
	1,000㎡以内	10,700円	31,100円	62,300円	157,400円
	2,000㎡以内	17,500円	41,300円	82,600円	203,800円
	5,000㎡以内	52,400円	68,800円	137,700円	295,500円
	10,000㎡以内	82,900円	91,100円	182,300円	367,100円
	25,000㎡以内	104,700円	109,900円	219,900円	435,000円
	25,000㎡超	130,800円	129,600円	259,300円	498,200円

【軽微変更証明】

区分		審査機関の 技術的審査を 経る場合	審査機関の技術的審査を経ない場合		
			誘導仕様基準	仕様・計算併用	左記以外
住宅	1戸建ての住宅	1,600円	5,000円	7,000円	9,600円
	共同住宅等	1戸	1,600円	5,000円	9,600円
		2戸～5戸	3,100円	9,500円	19,200円
		6戸～10戸	5,200円	13,800円	19,800円
		11戸～25戸	8,700円	20,100円	28,500円
		26戸～50戸	14,600円	30,600円	41,900円
		51戸～100戸	26,200円	46,900円	61,900円
		101戸～200戸	41,400円	67,600円	86,300円
		201戸～300戸	52,300円	87,100円	112,300円
		301戸～	55,800円	98,500円	129,500円

区分		審査機関の技術的審査を経る場合	審査機関の技術的審査を経ない場合
共同住宅の共用部分	300㎡以内	3,100円	30,100円
	1,000㎡以内	5,300円	38,300円
	2,000㎡以内	8,700円	50,300円
	5,000㎡以内	26,200円	80,500円
	10,000㎡以内	41,400円	104,600円
	25,000㎡以内	52,300円	125,500円
	25,000㎡超	65,400円	146,900円

区分		審査機関の 技術的審査を 経る場合	審査機関の技術的審査を経ない場合		
			工場等	左記以外	
				簡易な評価方法 (モデル建物法)	標準的な評価 方法(標準入力 法等)
非住宅	300㎡以内	3,100円	12,100円	24,300円	62,600円
	1,000㎡以内	5,300円	15,500円	31,100円	78,700円
	2,000㎡以内	8,700円	20,600円	41,300円	101,900円
	5,000㎡以内	26,200円	34,400円	68,800円	147,700円
	10,000㎡以内	41,400円	45,500円	91,100円	183,500円
	25,000㎡以内	52,300円	54,900円	109,900円	217,500円
	25,000㎡超	65,400円	64,800円	129,600円	249,100円